

CLARTE

「クラルテ」はフランス語で「光り輝く」の意味。

NTTクラリティは障がいのある人もない人も

「光り輝く」社会をめざして障がい理解と障がい者雇用を推進しています。

対談

落語家

春風亭昇吉さん

NTTクラリティ

田中章仁

誰もが平等にアクセスできる
社会づくりのためにできること

特別寄稿

高まるウェブアクセシビリティの重要性

Text: 山田 肇さん



「障害者差別解消法」が改正されます
ウェブサイトのバリアフリー化はお済みですか？

誰もが平等に アクセスできる 社会づくりのために できること

落語家 春風亭昇吉さん × NTTクラリティ 田中 章仁

日常生活やさまざまな情報へのアクセスにバリアの存在を感じ、それぞれの立場からバリアの解消に取り組んでいる二人がその想いを語り合いました。



というのも、落語というのは1人で複数の人物を演じますが、その演じ分けのために「上下(かみしも)」といって右を向いてしゃべったり、左を向いてしゃべったりします。目が見えないのにそれを理解してもらえるのか、と。

しかし実際にやってみたら、視覚障がいの方は耳が良いので、音の反響を聞き取って顔の向きが分かるんですね。結果、子どもたちにはとても楽しんでいただけて、「面白かったよ」「声が聞きやすかったよ」と口々に言ってくれて。

当時は落語家になるかどうか悩んでいたのですが、背中を押されたような気がしました。そういうこともあって、あの盲学校での経験が大学生活の中で一番大切な思い出となりました。

田中 そうだったんですね。では、そのことがあって視覚障がい者向けに絵本を作ろうと思ったのですか？

昇吉さん それもありますが、絵本というアイデアについては漫画家の赤塚不二夫先生の存在も大きかった。赤塚先生は視覚障がい者も楽しめるようにと、キャラメのキャラクターを用いた隆起印刷絵本というのを出版されています。これがすばらしい取り組みで、私は盲学校での体験も踏まえて「落語の点字絵本をつくりたい!」と落語家になってからもずっと思い続けていました。

ある時この思いを、共用品推進機構^{※2}の星川専務理事に

お話ししました。星川さんは障がいのあるなしに関わらず誰もが使える「共用品/共用サービス」の普及に尽力してこられた方です。その星川さんから筑波大学附属視覚特別支援学校の元教員の大内進先生をご紹介いただきました。大内先生は「手と目でみる教材ライブラリー^{※3}」を主宰されている知見から「落語をただ点字にただでは自己満足だ」とご指導くださったのです。こうしたさまざまなご縁やクラウドファンディング^{※4}でのご支援もあって、このほどようやく製作にこぎつけることができました。

田中 それは点字の本ということでしょうか？

昇吉さん 点字も使っていますが、触図という絵柄が盛り上がっている特殊な印刷を施した絵本なのです。視覚障がいの方が通われている学校などには3Dプリンターが設置されていることが多いので、絵本の付録として3Dプリンター用のデータも付けて、煙管(キセル)であるとか長屋であるとか、現代には無いようなものを立体的に学べるような工夫もしています。



田中 それは視覚障がいのある親御さんにも喜ばれますね。お子さんに読み聞かせをしてあげることができますから。

昇吉さん なるほど! その視点はなかったです! 私は視覚障がい者に読んでもらうことだけを考えていました。親子で楽しんでもらえるのはとてもうれしいことです。

現代よりもインクルーシブだった 江戸落語の世界

田中 落語といえば、現代で言うところの障がい者も多く登場しますよね。いまこの時代でそういった登場人物が出てくる落語をすることについてどうお考えですか？

昇吉さん 映画やアニメーションなどの世界ではダイバーシティ的な配慮がされるようになってきました。そういっ

た世の中で障がい者が登場する落語を演じていいものかどうかについて、特にメディアの制作現場で議論があるのは事実です。現代の基準でいうと発達障がいともとれるような人物を周りがからかったり笑ったりするわけですから。

ただし、そこには差別的な感情はないんですよ。個人的な考えですが、江戸時代の人々はそういったものを「個性」として受け入れていたように思います。「ほかの人よりこれは苦手なんだな、仕方ないなあ、じゃあやってやるよ」みたいな…心理的なバリアは現代よりずっと少なかったのではないのでしょうか。田中さんはそういった落語をやることについてどう思われますか？

田中 私は大いにやるべきだと思います。近代以降のエンターテインメントに障がい者はあまり登場してきませんでした。まるで世の中にいないかのように扱われてきたような気がしてならない。街に出れば、白杖を持って歩いている人もいるし、車椅子の人だっているのです。最近でこそ障がい者がドラマの主人公になることも多くなりましたけれど、結局、障がい者は「主人公になるか、全くないか」の二択なのではと感じています。そうではなくて、友人役でもエキストラでもいいので、「障がい者も当たり前そこにいる」というようなドラマが作られるといいなと思っています。そういう意味では、落語の世界のほうが現代よりよほどインクルーシブですよ。障がい者が当たり前の存在として描かれているじゃないですか。

昇吉さん 落語でよく舞台として描かれる長屋ですが、木戸を入ると左右両側に18軒ずつ部屋があって、合計36世帯がひとつの単位とされていたんです。そのコミュニティにはさまざまな個性を持つ住人たちがいて、緊密な関係性を築いていた。そこでは障がい者も同じように生活ができていて、バリアという考え方がなかったのかもしれない。

バリアといえば、田中さんはバリアフリーなウェブサイト構築に関するお仕事をされているとか。

※1

2023国際福祉機器展
「みんなの会議」伝え・伝わる工夫展

<https://x.gd/kNmpVn>



※2

公益財団法人 共用品推進機構

<https://www.kyoyohin.org/ja/index.php>



※3

手と目でみる教材ライブラリー

<https://spot-lite.jp/tetome-library/>



※4

落語ユニバーサル絵本
クラウドファンディング

[https://readyfor.jp/
projects/shokichi_UD_ehon](https://readyfor.jp/projects/shokichi_UD_ehon)



「合理的配慮の提供義務化」がもたらす未来

田中 はい。一般に「ウェブアクセシビリティ」と呼ばれている、ウェブサイトへのアクセスのしやすさを検証する業務に携わっています。企業や自治体のウェブサイトをチェックしていると、文字はスクリーンリーダーによって内容が分かるのですが、画像はどのようなものが掲載されているかが分からないことが多いんです。

昇吉さん そうですね。では画像は分からないまま？

田中 いえ、実は画像には文字情報を紐づけることができるようになってきました。

昇吉さん ああ！もうそこまで技術ができていますか！すごいですね。

田中 それ、実はその技術の歴史は古くて、インターネット黎明期から実装されていた仕組みなんです。インターネットが始まった頃はパソコンや通信回線のスペックが低く、画像が表示されるまでかなり時間を要したり、表示できなかったりしましたよね。そういった時でもどのような画像が掲載されているかを知ることができるように、画像に文字情報を紐づける仕組みが用意されていたのです。画像に紐づけられた文字情報を「代替テキスト」といいます。

昇吉さん 昔の技術がいま再び役に立っているということですね。

田中 そうですね。ただ、パソコンや通信回線の品質が劇的に向上した現在では一般的には画像表示できないことを意識する必要はほとんどなくなってしまいました。当社ではお客様からのご依頼で、お客様のウェブサイトをどう改善すれば障がい者にとって見やすいかというコンサルティングや研修を行っているんです。

ウェブアクセシビリティに関しては国際規格があって、



2023年10月にそのバージョンが新しくなったばかりです。ウェブサイトは世界中からアクセスできますから、国際的な規格が必要なのです。私たちはそのガイドラインにしたがって、ウェブサイトの代替テキストの内容や色のコントラストなどをチェックしながら、障がいのある人でも、障がいのない人と同じ情報を得られるウェブサイト制作がされるようコンサルティングを行っています。

また、国内でも「障害者差別解消法」という法律があって、これまでは民間企業にとっては努力義務だった合理的配慮の提供が2024年の4月からは義務化され、それによりウェブアクセシビリティ対応も進むことが期待されています。

昇吉さん 合理的配慮が義務化されるとなぜウェブアクセシビリティ対応が進むんですか？

田中 合理的配慮というのは、例えば入り口に段差がある店舗に車いすを利用している人が入りたいたいと言った時に、店舗のスタッフが手を貸すなど、障がい者のバリアに対して可能な対応を行うことを言います。ウェブサイトについても、情報が得られない、商品購入ができないなど、障がいのある人から問い合わせがあった場合は、電話やメールなどで対応することが求められると思います。ただ、最初からバリアフリーなウェブサイトであれば、個別に電話やメール対応する必要がなくなるわけです。それであれば最初からアクセシビリティに配慮したウェブサイトを作ろうという動きになると思っています。建物のバリアフリーと同じで、いきなり全ての

ウェブサイトのバリアがなくなるとは思いませんが、少しずつ進むのではないかと考えています。

障害者差別解消法というのは、そうやって社会全体で建物やウェブなどさまざまなところに存在する障がい者にとってのバリアを無くしていこうという取り組みです。

昇吉さん うーん、法律で決まっているから手を差し伸べる、法律をクリアしているから手を差し伸べないというのは違うような気がしますけれど。障がいの有無にかかわらず、人には親切であった方がいいじゃないですか。障がいがあるから特別扱いをするということではなくて、お互いが快適に暮らせる社会が理想だと思いますね。

「心のバリアフリー化」が実現できる社会へ

田中 私たちもそう思っています。ウェブサイトもそうですが、知らず知らずのうちに障がい者にとってのバリアとなっているケースは意外にも多いんです。いま話題の無人コンビニエンスストアなどは健常者には便利だと感じるでしょう。でも、視覚障がい者にとっては買い物をするのができないんです。

私はコンビニエンスストアをよく利用するのですが、そのアルバイト店員さんは「今日はおにぎりが20円引きですよ」とか「こんな新商品が出ていますよ」とか教えてくれるんです。野菜ジュースとプロテインを買ったときは「同じような形で分からないと思うので、野菜ジュースは手渡しして、あとは袋に入れておきますね」といった配慮をしてくれて。大学生のアルバイトなので、卒業する人が後輩に申し送りしてくれているようで、何年間もずっと親切にしてくれています。

昇吉さん それは表彰ものじゃないですか！すばらしい。そういうことですね。法の有無ではなくて、個人の気持ち

で社会は変わっていくということですね。田中さんはそのコンビニエンスストアでは健常者と同じ情報を得られていますよね。

田中 そうなんです。そのお店は誰にとっても優しいんですよ。最近では駅などに車いす利用者が使えるようにエレベーターやスロープが整備されたことで、キャリーバッグを持っている人の率が高まったと思いませんか？障がい者にとって優しいことは健常者にも優しいんですよ。最近のテレビ番組に字幕が多用されているのも聴覚障がい者にとってはありがたいことなんです。

昇吉さん なるほど！段差がなかったり、スロープがあることは小さなお子さんやお年寄りにも優しいですよ。健全な成人男性として生活していると、気づかないバリアがたくさんあるんですね。

日本は戦後、経済成長を続けてきて、それが低成長に転じた今では「ウェルビーイング」、よりよく生きようと言い始めているじゃないですか。すべての人がよりよく生きるためにできることはたくさんありますよね。社会インフラであったりさまざまなサービスであったり。

田中 合理的配慮は事業者だけがやればよいことではなくて、一般の方もちょっと意識を変えるだけで、誰にとっても優しい社会ができるのではと思っています。

昇吉さん こうしてお話して多くのことに気づくことができました。先日の「みんなの会議」もそうですが、こういった場がもっと多くできるといいですよ。現実世界のバリアフリーよりも「心のバリアフリー」が大切なんだと分かりました。障がい者のことをよく知らないから、ついつい特別扱いをしてしまう。そうではなくて、お互いがよりよく生きるための最適解を導くためにコミュニケーションの機会を増やしていかないとはいけませんね。

Profile 春風亭昇吉さん

岡山県赤磐市出身。東京大学経済学部卒業。在学中に全日本学生落語選手権・策伝大賞での優勝や、落語ボランティア活動が評価され、東京大学総長賞を受賞。東大出身初の落語家として、2021年5月に真打に昇進。TBS系「プレバト!!」などにも出演。著書に『東大生に最も向かない職業一傑はなぜ落語家になったのか?』（祥伝社）などがある。一般社団法人落語ユニバーサルデザイン化推進協会 代表理事。



Profile 田中 章仁

NTTクラリティ(株) 営業部所属。静岡県静岡市出身。3歳の時に網膜芽細胞腫で右目を摘出。左目の視力は明るさを判別できる程度。2004年にNTTクラリティ入社。営業部アクセシビリティ推進室にてウェブアクセシビリティに関する業務に従事し、研修や講演会の講師としても数多く登壇。現在は担当課長としてマネジメント業務を務める。2008年よりブライインドサッカー日本代表強化指定選手としても活躍。東京2020パラリンピックに出場し5位入賞。



高まる ウェブアクセシビリティの 重要性

Text: 山田 肇

コミュニケーションの鍵

ウェブサイトだけでなく銀行などのATMの画面表示にも利用されるウェブ技術は、情報社会におけるコミュニケーションの基盤である。

送り手と受け手との間で互いの持つ情報を伝える行為がコミュニケーションである。送り手は受け手と受け手の目的を特定し、受け手が目的を達成できるように整理して情報を送る。これによって、送り手と受け手双方が満足するコミュニケーションが達成される。

受け手が必要な情報を入力し満足するためには、必要な情報が簡単に見つけられ、見つけた情報は簡単に理解でき、その情報は使いやすい必要がある。このようなコミュニケーションの鍵はISO 24495-1として2023年に出版された。

ウェブアクセシビリティとは

ウェブでコミュニケーションを図るには、受け手の多様性への配慮が求められる。様々な事情によって視覚に頼る方法で情報の入出力ができない人もいれば、手が震えてリンクボタンをクリックできない人もいる。日本語がわからないので翻訳アプリにすぎる人もいる。

2021年度末の「障害者手帳」交付数は491万冊、在留外国人は277万人を数える。障がいには分類されない色覚異常の発生確率は日本人男性では1/20と言われる。「た」と「な」などを読み間違え、文章を読むのが困難な読字障がいがある小児期に生じる頻度は、厚生労働省調べでは児童生徒の4.5%である。多様性への配慮、つまりアクセシビリティ対応を多くの受け手が求めている。

洪水や地震で被害が予測される地域を示すために、各自自治体はウェブサイトではazardマップを公開している。しかし大半は画像PDFであるため、視覚障がい者にも、日本語がわからない外国人にも利用はむずかしい。スマートフォンでハザードマップを閲覧すると画像PDF全体が一画面に表示されるため拡大しなければならないが、それによって周辺との位置関係が読み取りにくくなる。障がいの有無に関係なく、多くのスマートフォン利用者も情報が簡単に理解できない困難に遭遇する。

ウェブアクセシビリティ要件を記述した国内標準がJIS X 8341-3である。標準を理解し準拠してウェブを構築すれば、障がい者が情報の入出力時に遭遇する多くの困難は解決する。読字障がいのように標準がカバーしていない場合にも、専用の支援技術に接続できるようになる。

義務化へ向かうウェブアクセシビリティ

「障害者差別解消法」は第7条で行政機関に、第8条で事業者に対して、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」と規定する。そのうえで、現実に存在する「社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」と第2項で定めている。実は、事業者に対しては第2項の文末が「必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない」と努力義務にとどまっていたが、2024年度からは行政機関と同様に「しなければならない」に改正される。



ウェブの改修にかかる費用は、鉄道駅にホームドアを設置するといった物理的な対応の費用に比べて軽微である。負担が過重との抗弁はむずかしい。ウェブアクセシビリティ対応に不備があり、障がい者にとって社会的障壁となっている状況があれば、行政機関も事業者も改善を余儀なくされる。ウェブアクセシビリティは実質的に義務化に動いている。

コミュニケーションの原則に立ち返る

受け手の目的を達成するというコミュニケーションの原則に立ち返れば、ウェブアクセシビリティ対応は追加コストではなく、ウェブ構築時には常に対応すべき基本的要件とみなされる。行政機関も事業者も、受け手と適切にコミュニケーションを図るために、ウェブアクセシビリティ対応を強化するように期待する。

Profile 山田 肇

東洋大学名誉教授、ウェブアクセシビリティ推進協会理事、情報通信政策フォーラム理事長、高齢社会対応標準化国内委員会委員長



ISO 24495-1 「プレインランゲージ基本原則とガイドライン」

国際標準化機構 (International Organization for Standardization, 略称: ISO) は、2023年6月20日にプレインランゲージガイドライン (パート1「概論」) を出版した。コミュニケーションに関わる世界初の国際標準である。

「プレインランゲージ」とは、情報の送り手 (作成者) が意図した受け手 (対象読者) と効果的にコミュニケーションをとる情報発信文書を作成する際に用いられる技法のこと。広く多数の受け手に向けて発信されるウェブコンテンツを含む文書は、プレインランゲージの原則に沿うのが好ましい。

<プレインランゲージ標準の4つの原則>

- 原則1 読者自らに関連する、必要な情報を対象読者が入手できるようにする
- 原則2 対象読者が必要な情報を簡単に見つけられるようにする
- 原則3 対象読者が見つけた情報を簡単に理解できるようにする
- 原則4 対象読者がその情報を使いやすいようにする

JIS X 8341-3

「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ」

高齢者や障害のある人を含む全ての利用者が、使用している端末、ウェブブラウザ、支援技術などに関係なくウェブコンテンツを利用できるように、ウェブコンテンツが確保すべきアクセシビリティの基準。ウェブコンテンツが満たすべき達成基準として、レベルA、レベルAA、レベルAAAの3つの達成基準が定められている。

※「適用されるウェブコンテンツ」: 支援技術を含むユーザーエージェントによって利用者に提供されるあらゆる情報及び感覚的な体験を指し、例えば次のようなもの。

- ・ウェブサイト、ウェブアプリケーション、ウェブシステム、携帯端末などを用いて利用されるコンテンツ、イントラネットの業務用システム、電子マニュアル、CD-ROM などの記録媒体を介して配布される電子文書

障害者差別解消法

正式名称: 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016年4月1日に施行。行政機関等及び事業者に対し、障害を理由とする「不当な差別的取り扱いの禁止」「合理的配慮の提供」「環境の整備」を行うこととしている。

2024年4月1日から「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者に対し「合理的配慮の提供」が義務化される。

<不当な差別的取り扱いの禁止>

企業や店舗などの事業者や国・都道府県・市町村などの行政機関等が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止。

<合理的配慮の提供>

事業者や行政機関等に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリア (障壁) を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。



<環境の整備>

事業者や行政機関等に対して、個別の場面において、個々の障害者に対する合理的配慮が的確に行えるよう、事前の改善措置として施設のバリアフリー化などに努めることを求める。



2024年4月1日より 「障害者差別解消法」が改正されます



ウェブサイトのバリアフリー化は お済みですか？

2024年4月1日に施行される「障害者差別解消法」では一般企業においても合理的配慮が法的に義務化されます。ウェブサイトにおいては、合理的配慮をスムーズに行うためにも事前準備として、ウェブアクセシビリティ対応が必要です。



NTTクラリティのウェブアクセシビリティ対応サービス

NTTクラリティは障がい当事者が実際にスクリーンリーダー等の支援技術を使いながら診断を実施します。

まずは「現状調査」



日本産業規格「JIS X 8341-3」に基づき、障がい当事者がお客様のウェブサイトをチェック。ウェブアクセシビリティへの配慮状況と改善方法を把握することができます。
オプションでアクセシビリティ対応方針文の作成支援もご提供しています。



Before

お客様情報入力欄

赤字は必須項目です。必ずご記入ください。

氏名

ふりがな

郵便番号 例：123-4567

住所 例：03-1234

電話番号

メールアドレス

コントラスト比が低く、弱視や色を識別しにくい方にとって見づらい状態

スクリーンリーダーでは、色の違いが判別できないため、「赤字」の項目が分からない状態

After

お客様情報入力欄

氏名(漢字)【必須】

ふりがな(ひらがな)【必須】

郵便番号【必須】 例：123-4567

住所【必須】 例：03-1234

電話番号【必須】

メールアドレス

コントラスト比を高くして読みやすく表示

色による情報だけでなく、文字で「必須」と記載もあるため、必須項目が判断できます

そのほかのサービスはこちら



- JIS準拠確認試験
- ウェブアクセシビリティ相談・コンサルティング
- スマートフォンアプリのアクセシビリティ診断
- ウェブアクセシビリティ研修

